

DEAN & DELUCA メンバーズご利用約款

第 1 条(本約款の趣旨) 本利用約款(以下「本約款」といいます)は株式会社ウェルカム(以下「当社」といいます)が発行する、以下に定義した DEAN & DELUCA メンバーズカード(以下「本カード」といいます)のご利用について規定するもので、本カードの所持者(以下「お客様」といいます)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第 2 条(定義) 本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社(当社から引渡しを受けた第三者を含みます)から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に規定された利用をされる方をいいます。

商品

当社各店にて販売する商品(ギフト券、本カード、金券類、一部商品を除く)、または当社が提供する役務やサービスなどを総称したものをいいます。

DEAN & DELUCA メンバーズカード取扱店

「DEAN & DELUCA メンバーズカード取扱店」の掲示がある当社が指定する日本国内の店舗(以下「カード取扱店」という)または施設をいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された本カードに関するお問合せ窓口にお電話にてお問合せいただくか、当社ホームページにてご覧いただけます。

プリペイド機能ご利用約款

第 1 条(定義) 本プリペイド機能ご利用約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り次のとおりとします。

DEAN & DELUCA メンバーズカード

当社発行の前払式証票である加減算型カードです。貨幣価値情報を電子データに代えて、繰り返し入金(以下「チャージ」といいます)することができ、また入金された金額をもって当社指定の店舗において商品を購入することができる機能を備えたもの(以下「本カード」という)をいいます。

バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。(なお、本カードの最終ご利用日現在における当該本カードのバリュー残余数量を、以下「残高」といいます)

商品購入による利用商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードをカード取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為の総称をいいます。

入金

商品の給付を請求するために必要な残高を有しているか否かを問わず、本カードについて、本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対して支払うこと、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

ご利用

本カードへの入金、および本カードの商品購入による利用の行為を総称して「ご利用」といいます。

第 2 条(カードの発行) 当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、お客様は、本約款に規定する金額以上の金員を取扱店に対してお支払いいただくことにより、本カードの交付を受けることができますものとしします。

第 3 条(本カードのご利用) お客様は、カード取扱店においてのみ、本カードのご利用をすることができますものとしします。

第 4 条(入金の方法) 本カードへの入金は、カード取扱店にて承るものとしします。お客様は現金もしくは当社が指定する支払い方法により、本カードへ入金することができるものとしします。本カード 1 枚の 1 回あたりの入金は、1,000 円以上 1,000 円単位で可能です。本カードへ蓄積できる上限額は、本カード 1 枚につき金 100,000 円としします。

第 5 条(利用の方法) 本カードにて商品をご購入される場合には、カード取扱店内のレジにて本カードをお渡しいただくものとしします。本カードに入金された金額から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。この場合、商品購入合計額及びお支払い後の本カード残高はレシートに表示されますのでお客様はそれらに誤りがないかを確認するものとしします。お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードにご入金いただくか、または不足分を現金もし

くは当社が指定する支払い方法によりお支払いをいただくものとし、お支払いの際に本カードを複数枚ご利用いただくこともできますが、一度のお支払い可能枚数は1枚までといたします。さらに不足分がある場合は現金もしくは当社が指定する支払い方法にてお支払いいただくものとし、お客様は第5条各号の処理の後において、本カードにより利用された数量、および、当該利用後の当該本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ当該レシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならないものとし、なお、この場合当該レシートの受取時にお客様から特段の申し出がないかぎり、お客様が当該記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとし、本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を1枚の本カードに統合することはできません。

第6条(残高照会の方法) お客様は、第5条に規定するレシートによる残高照会のほか、カード取扱店において本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。当社の指定するウェブサイトにて残高を確認される場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁のPIN番号(スクラッチ加工されている場合はコインなどでスクラッチ加工部分を軽くこすっていただくと6桁の数字が現れます)が必要です。当社の指定するウェブサイトにおいては、残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとし、

第7条(換金) 本カード自体または本カード残高の換金、返金および払い戻し等はいたしません。但し社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとし、この場合、当社所定の方法に従って、本カードの残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとし、前項の払戻しを行った場合は、お客様より本カードを回収させていただくものとし、

第8条(再発行) 本カードを紛失した場合、もしくは盗難、改竄された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。当社は本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかであり、かつ当該本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとし、その際、当社は新しい

第 14 条(本約款の変更) 当社は当社の判断において当約款をお客様に事前に通知することなく変更することができるものとします。 本約款を変更するときには、変更後の約款をカード取扱店の店頭あるいは本社に 所定の期間備え置くものとします。

ポイント機能ご利用約款

第 1 条(本カードの発行・貸与) 本カードは、1 名につき 1 枚発行いたします。 お客様ご自身の管理によって、本カードを保管および使用するものとします。 本カードは本人のみが利用できるものとし、ご本人以外に譲渡、貸与することはできません。

第 2 条(本カードの利用) お客様はカード取扱店で商品を購入される際、お支払いの前に本カードを提示いただくものとします。本カードの提示があった場合のみ、お客様は次条の特典をご利用いただけます。

第 3 条(お客様の特典)

ポイントの付与

当社が定めた率のポイントを本カードに付与いたします。 対象店舗は予告無く変更される場合があります。 支払方法:現金及び当社が指定する支払い方法(ただし、他の優待サービスとは併用できません。) 取得ポイントの有効期限は、最後の付与日・利用日から 1 年間です。有効期限が切れたポイント残高は失効されます。

取得ポイントは第三者への譲渡はできません。

ポイントの利用

会員からの請求がある場合、カード取扱い店舗での商品購入時に 1 ポイント=1 円としてご利用できます。(サービス内容は予告なく変更される場合があります。) ポイント利用後の残ポイントは、有効期限内において繰越することができます。 ポイント利用は、ご本人以外はできません。 ポイント付与の対象とならない役務等 次の役務等については、ポイント付与の対象になりません。

他サービスをご利用しての商品の購入、また当社が指定したもの。

第 4 条(本カードの紛失・盗難) 本カードの紛失・盗難等が発生した場合は、カード取扱店にて新規本カード 発行の手続きを行ってください。(残高や登録情報は引き継がれません。) 本カードを紛失したことに伴う責任は、一切お客様が負うものとします。

第 5 条(複数の本 カードの保有の禁止) 同一会員は、2 枚以上の本カードを保有することはできません。

第 6 条(退会) お客様は随時退会できるものとし、退会に関しては当社に本カードを返却するものとし、なお退会時に取得ポイントは全て失効するものとし、

第 7 条(ポイントの喪失) 次の場合は、取得ポイントを喪失するものとし、

ポイント付与・利用後 1 年間が経過した場合。本規約に違反したと当社が判断した場合。

第 8 条(本カード保有資格の喪失) 本規約に違反したと当社が判断した場合、本カード保有資格を喪失するものとし、

第 9 条(お客様の方々へのご案内) お客様は、当社がお客様宛に各種宣伝印刷物、電子メール等を送付することをあらかじめ同意するものとし、

第 10 条(規約の変更他) 本規約に定めた内容や運営方式は予告無く変更あるいは廃止する可能性があることを予めご了承ください。

附則 本約款は、令和 3 年 9 月 22 日からこれを適用します。

DEAN & DELUCA メンバーズカード発行元

株式会社ウェルカム 〒152-0003 東京都目黒区碑文谷 5 丁目 11 番 11 号 2 階

TEL 0120-982-607